

令和 2 年 3 月  
都市部技術監理室  
一部改正 令和 2 年 9 月  
(改正箇所は下線, 着色部)

## 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について

### 1 趣旨

建設産業に従事する者の社会保険等への加入を一層促進して労働環境の改善を図るとともに、事業者間の公正で健全な競争環境を確保する観点から、必要な法定福利費が契約段階でも確保されていることが重要であるため、請負代金内訳書に法定福利費を明示するものとします。

### 2 適用開始日

令和 2 年 1 0 月 1 日以降に指名・公告する工事から適用します。

### 3 内容

法定福利費を明示した請負代金内訳書を、発注者へ提出するものとします。  
請負代金内訳書へ法定福利費の記載は必須としますが、工事価格の費目から金額までの内訳の記載は、高度な技術を要する複雑な工事など発注者が必要と認めた場合を除き、省略できるものとします。

### 4 その他

元請負人及び下請負人は、見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出などによって、法定福利費相当額を適切に含んだ額による下請負契約が締結されるようお願いします。